国税庁経験者採用試験（国税調査官級）	大卒程度の者	一　課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力 二　前号に掲げるもののほか、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力 三　採用後の研修又は職務経験を通じて前二号の知識及び能力の向上が見込まれる資質
農林水産省経験者採用試験（係長級（技術））	大卒程度の者	一　自然科学の分野における特定の専門領域に関する知識及びその関連領域における知識 二　困難な課題を解決できる論理的な思考力、判断力、表現力その他総合的な能力又は適切かつ効果的に説明及び討議を行う能力 三　前二号に掲げる事項の基盤となる基礎的な外国語の能力 四　前各号に掲げるもののほか、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力 五　採用後の研修又は職務経験を通じて前各号の知識及び能力の向上が見込まれる資質
経済産業省経験者採用試験（課長補佐級）	大卒程度の者	一　困難な課題を解決できる論理的な思考力、判断力、表現力その他総合的な能力又は適切かつ効果的に説明及び討議を行う能力 二　前号に掲げる事項の基盤となる基礎的な外国語の能力 三　前二号に掲げるもののほか、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力 四　採用後の研修又は職務経験を通じて前各号の知識及び能力の向上が見込まれる資質
国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））	大卒程度の者	一　自然科学の分野における特定の専門領域に関する知識及びその関連領域における知識 二　第二条第七号イの官職にあっては、次に掲げる能力 イ　困難な課題を解決できる論理的な思考力、判断力、表現力その他総合的な能力又は適切かつ効果的に説明及び討議を行う能力 ロ　前号及びイに掲げる事項の基盤となる基礎的な外国語の能力 三　第二条第七号ロの官職にあっては、課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力 四　前各号に掲げるもののほか、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力 五　採用後の研修又は職務経験を通じて前各号の知識及び能力の向上が見込まれる資質
観光庁経験者採用試験（係長級）	大卒程度の者	一　課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力 二　前号に掲げるもののほか、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力 三　採用後の研修又は職務経験を通じて前二号の知識及び能力の向上が見込まれる資質

備考　この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

一　経験者採用試験（係長級（事務））　経験者採用試験のうち、第二条第一号に掲げる官職への採用を目的としたもの

二　会計検査院経験者採用試験（係長級）　経験者採用試験のうち、第二条第二号に掲げる官職への採用を目的としたもの

三　外務省経験者採用試験（書記官級）　経験者採用試験のうち、第二条第三号に掲げる官職への採用を目的としたもの

四　国税庁経験者採用試験（国税調査官級）　経験者採用試験のうち、第二条第四号に掲げる官職への採用を目的としたもの

五　農林水産省経験者採用試験（係長級（技術））　経験者採用試験のうち、第二条第五号に掲げる官職への採用を目的としたもの

六　経済産業省経験者採用試験（課長補佐級）　経験者採用試験のうち、第二条第六号に掲げる官職への採用を目的としたもの

七　国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））　経験者採用試験のうち、第二条第七号に掲げる官職への採用を目的としたもの

八　観光庁経験者採用試験（係長級）　経験者採用試験のうち、第二条第八号に掲げる官職への採用を目的としたもの

省　令

○経済産業省令第三十八号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第十七条第三項第一号の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年八月一日

経済産業大臣　茂木　敏充

電気事業法施行規則の一部を改正する省令

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第三号中「継続して発電設備を保有し、又は維持管理」を「存続」に改める。

附則第十七条第一項中「掲げる場所」を「掲げる一の需要場所」に、「部分」を「場所」に、「満たす場合であって、当該設備に係る電気の使用者又は供給の相手方から当該設備の設置に際して電気事業者に対し」を「満たし、かつ、当該設備の設置に際し、当該設備に係る電気の使用者又は特定規模電気事業者から一般電気事業者に対して」に改め、同項第一号中「ものをいう」の下に「。以下この条において同じ」を加え、同号イ中「電気事業者」を「一般電気事業者」に、「立ち入り」を「立入り」に、「こと」を「こと。」に改め、同号ロ中「いること」を「いること。」に改め、同号ハ中「設備」を「電気自動車専用急速充電設備」に、「供給の相手方」を「特定規模電気事業者」に、「こと」を「こと。」に改め、同項第二号イ中「こと」を「こと。」に改め、同号ロ中「電気事業者」を「一般電気事業者」に、「立ち入り」を「立入り」に、「こと」を「こと。」に改め、同号ハ中「いること」を「いること。」に改め、同号ニ中「設備」を「認定発電設備」に、「供給の相手方」を「特定規模電気事業者」に、「こと」を「こと。」に改める。

2　二の第二条の二第二項第二号に掲げる場所である高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社が管理するサービスエリア又はパーキングエリア（以下この条において「サービスエリア等」という。）から成る第二条の二第二項第三号に掲げる一の需要場所において、当該それぞれのサービスエリア等に電気自動車専用急速充電設備が設置されている場合にあっては、当該電気自動車専用急速充電設備（当該電気自動車専用急速充電設備を使用するために必要な電灯その他の付随設備を含む。）が設置されている場所を含む必要最小限の場所（以下この条において「特別需要場所」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たし、かつ、当該電気自動車専用急速充電設備の設置に際し、当該電気自動車専用急速充電設備に係る電気の使用者又は特定規模電気事業者から一般電気事業者に対して申出があったときは、同項及び前項の規定にかかわらず、当分の間、当該それぞれのサービスエリア等における電気自動車専用急速充電設備につきそれぞれ一に限り、一の需要場所とみなす。

3　第二条の二第二項の規定にかかわらず、第一項の場合においては原需要場所から特例需要場所を除いた場所を、前項の場合においては二のサービスエリア等から成る同条第二項第三号に掲げる一の需要場所から特別需要場所を除いた場所を、それぞれ一の需要場所とみなす。

附則第十七条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。